



子宮頸がん・乳がん検診を受診しましょう



医療

元気づくり課 健康推進係 ☎(928) 2000

ページID 34454・34593

個別医療機関で受診するためには、5月下旬に郵送した受診券が必要です。

対象者

本年度末の年齢が、子宮頸がん：20歳以上／乳がん：40歳以上の女性
※昨年度、市の検診を受診していないこと

料金

子宮頸がん：1,000円／乳がん：40～49歳は1,500円、50～69歳は1,000円
※どちらも70歳以上は無料

受診方法

指定医療機関へ事前予約してください。

注意事項

- ・70歳以上で個別受診を希望する場合は、事前に保健センターで「受診券」の発行手続きが必要です。
- ・住民税非課税世帯、生活保護受給者は、事前に保健センターで「無料券」の発行手続きが必要です。
- ・子宮頸がん：平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ／乳がん：昭和60年4月2日～昭和61年4月1日生まれの女性は、今年度に限り無料で受診できます。詳しくはホームページ（ID：3679）をご確認ください。

介護保険の負担軽減制度があります



福祉

介護保険課 介護保険係 ☎内線370・371

ページID ①14014 ②3025 ③41592 ④14001

①介護保険施設入所・ショートステイ利用時の居住費・食費の負担軽減

対象者

本人および世帯全員が住民税非課税の人

利用者負担段階		預貯金額 (夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円以下)
第2段階	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が80万9,000円(※)以下	650万円以下 (1,650万円以下)
第3段階A	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が80万9,000円(※)超 120万円以下	550万円以下 (1,550万円以下)
第3段階B	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が120万円超	500万円以下 (1,500万円以下)

8月からの変更点

- ・制度の見直しにより、利用者負担額が、利用者負担第3段階Aの利用者は、食費30円/日、第3段階Bの利用者は、食費60円/日及び居住費100円/日引き上げられます。詳細は市ホームページをご確認ください。
- ・表中(※)が82万6,500円に変わります。

②対象施設*での介護サービス利用料金の負担軽減

対象者

- 次のすべてに該当する人または生活保護の受給
- ・世帯全員が市民税非課税
 - ・年間収入が単身世帯で150万円(世帯員1人増ごとに50万円加算)以下
 - ・預貯金などが単身世帯で350万円(世帯員1人増ごとに100万円加算)以下

- ・負担能力のある親族などに扶養されていない
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ・介護保険料に未納がない

①②の申請方法

本年度分は7月1日(水)から介護保険課・7番窓口で受け付けます。

①②の有効期間

8月1日～翌年7月31日です。ただし、9月以降に申請する場合、申請月の初日から適用されます。
※対象の社会福祉法人などが運営する施設

③介護保険料の減免(減額)制度

対象者

対象となる可能性がある人には、6月に郵送する介護保険料納付通知書にお知らせを同封します(1月2日以降に転入した人は7月に郵送)。全員が対象とは限りませんので、要件を確認してください。

③の申請方法

介護保険課・7番窓口で受け付けます。
※7月末までに申請すると年間通じて減免されます。
8月以降に申請すると申請月から減免されます。

④高額介護サービス費等支払資金貸付制度

介護サービス費の支払が困難な方に、高額介護(予防)サービス費の支給を受けるまでの間、資金を貸し付ける制度があります。

6月1日は人権擁護委員の日です

人権政策課 人権・同和政策係 ☎内線443 / 福岡法務局筑紫支局 ☎(922) 2881 ページID 1485



人権擁護委員法が昭和24年6月1日施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」とし、人権相談所を開設します。家庭内の悩みごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など、困っていることがあればいつでも相談に応じます。また、法務局や市役所と協力して人権侵害による被害者の救済、人権に関する啓発活動を行っています。

本市では8人の人権擁護委員が活動しています。相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

令和8年度人権擁護委員名簿

氏名	住所	氏名	住所
かまいし ようこ 鎌石 洋子	都府楼南	しろうづ いさお 白水 勇夫	大佐野
まつした としひこ 松下 俊彦	三条	なりとみ よしゆき 成富 善行	石坂
まつお めいこ 松尾 明子	青葉台	きむら ちづる 木村 千鶴	五条
いとう きぬこ 伊藤 絹子	水城	ばば れいこ 馬場 礼子	松川

認知症の人や家族が安心して暮らせるまちを目指して講座を開催します

高齢者支援課 包括支援センター係 ☎(929) 3211

ページID 43022



①認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解することで、認知症に対する誤解と偏見を解消し、認知症の人や家族を応援する講座です。

☑日時・場所 (同じ内容で3回開催)

日	時	場 所
6月25日(休)	午前10時～正午	いきいき情報センター209会議室
9月29日(火)	午前10時～正午	市役所4階大会議室
10月17日(土)	午前10時～正午	総合体育館(とびうめアリーナ)1階研修室

☑講師 キャラバン・メイト (太宰府市地域包括支援センター認知症地域支援推進員)

☑①②の申込方法 電話、窓口、メールのいずれかで希望する講座とお名前、電話番号をお伝えください。

☑①②の申込期限 開催日の2週間前まで

②認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーター養成講座を受講した人で「認知症について更に詳しく学びたい」「認知症の人や家族とともに暮らしやすいまちをつくりたい」方を対象にした講座です。ステップアップ講座を受けて一緒に活動してみませんか。

☑日時・場所 (同じ内容で2回開催)

日	時	場 所
9月2日(休)	午前10時～正午	いきいき情報センター209会議室
11月7日(土)	午前10時～正午	いきいき情報センター209会議室

☑講師 (株)パーソン・サポート絆 かわしまとよき 川島豊輝さん

令和7年度の情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

文書情報課 文書情報係 ☎内線544

ページID 48214-48215



☑行政文書開示請求とは

市の仕事や仕組みを知っていただくために行政文書(文書、図画、写真など)を開示するもので、市民の皆さんに限らず、どなたでも請求ができます。

☑保有個人情報開示請求

自分自身に関する情報について開示請求することができ、その情報に誤りがあれば訂正を求めることができます。

☑利用方法

- ・請求日の翌日から起算して14日以内に開示できるかどうかを決定します。
- ・内容により、部分開示または不開示になることがあります。市の保有する行政文書は開示することが原則ですが、個人のプライバシーが侵害されたり公共の利益が損なわれたりするような場合は不開示となることがあります。

令和7年度の処理状況

	請求件数	処 理 状 況						審査請求	実施機関別件数
		全部公開	一部公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取り下げ		
情報公開制度	327 (271)	137 (117)	53 (53)	8 (4)	123 (84)	0 (0)	6 (13)	4 (3)	市長116 教委194 監査7 企業5 議会4 選管1 (市長130 教委125 監査2 企業3 議会11)
個人情報保護制度	11 (11)	4 (4)	5 (4)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	市長11 (市長11)

※()内の数字は令和6年度の件数です。

国民健康保険税の納税通知書を送付します

国保年金課 国保年金係 ☎内線311

ページID 3623-47412



国民健康保険(以下、「国保」)加入者の世帯主へ、6月中旬に納税通知書を送付します。

令和8年度の国保税は、令和7年中の収入状況をもとに算定します。収入がなかった人も申告が必要です。

また、本年度分の税額を原則9回の納期に分けているため、加入月と納期は異なります。

4月1日の税制改正に伴い、課税限度額が一部引き上げられます。

また、子どもや子育て世帯を社会全体で応援するために「子ども・子育て支援金制度」を国が創設したことに伴い、その財源として使われる新たな課税区分として、本年度より「子ども・子育て支援納付金分」が課されます。将来の社会を担う子どもたちと子育て世帯を支援するため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

令和8年度から新設

太宰府市国民健康保険税における「子ども・子育て支援納付金分」の計算方法

$$\text{子ども・子育て支援納付金分 (課税限度額3万円)} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

$$= \text{算定額 (前年中の総所得金額等 - 43万円) } \times 0.24\% + 18\text{歳以上の加入者数} \times 1,200\text{円} + 1,200\text{円 (1世帯あたり)}$$

※18歳に達する日から最初の3月31日を迎えるまでの人については、均等割額が全額軽減されます。

年金振込通知書が届きます

国保年金課 国保年金係 ☎内線306 ページID 41208



年金の受給者には6月～翌年4月(2カ月に1回)の年金振込予定額が記載された通知書が6月に届きます。

また、振込額や受取金融機関に変更がある場合は、別途、日本年金機構から通知書が届きます。

再発行が必要な人は年金ダイヤル☎0570(05)1165へ問い合わせてください。

愛護動物を虐待したり捨てたり(遺棄)することは犯罪です!

環境課 環境保全係 ☎内線307 ページID 36466



犬や猫などの愛護動物の殺傷はもちろん、子犬や子猫を捨てる行為などは法律により懲役や罰金に処せられることがあります。動物は責任をもって最後まで飼いましょう。



☑虐待・遺棄の例

- ・愛護動物の必要な世話を怠る、充分なエサや水を与えない、捨てる行為:1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・愛護動物を殺したり、傷つけたりする行為:5年以下の懲役または500万円以下の罰金

6月1日～7日は第68回「水道週間」です

上下水道課 経営管理係 ☎(408) 4024 ページID 2900
上下水道施設課 業務係 ☎(408) 4025



本年度の水道週間スローガンは、「たいせつな水道守ろう 未来へと」です。

☑パネル展示を行います

期間中、市役所1階の市民ギャラリーにてパネル展示を行います。ぜひご覧ください。

☑本市では安心・安全な水道水を供給しています

水道加入の条件・費用はホームページで確認するか問い合わせてください。

水道週間ポスター



出典 (公社)日本水道協会

6月23日～29日は男女共同参画週間です

人権政策課 男女共同参画推進係 ☎内線542 ページID 35481



性別にかかわらず、だれもが、あらゆる分野で個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するには、固定的な性別役割分担意識の解消などが求められています。これを機に、家庭や職場などを振り返り、性別にかかわらず一人ひとりの生き方・働き方の多様な選択が尊重される社会を目指していきましょう。

【本年度のキャッチフレーズ】

「あなたらしさが、社会のチカラ」

【パネル展を開催します】

- ☑場所 市役所1階 市民ギャラリー
- ☑期間 6月22日(月)～30日(火)の開庁日